

# グループ型小規模保育事業

～国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

待機児童数が原則1人以上であり、待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村が対象

- 複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施
- 1グループは原則3人（対象児童9人）まで。  
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人まで。
- 家庭的保育者等の要件、経費等については、家庭的保育事業と同等

